

八尾市規則第9号

八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定並びに介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号の第1号事業に限る。以下「総合事業」という。）の指定事業者の指定並びに総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「指定相当訪問型サービス」とは、八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年八尾市規則第8号。以下「市規則」という。）別表第1に規定する第1号訪問事業であってサービス種別が指定相当訪問型サービスであるものをいう。

2 この規則において「共生型指定相当訪問型サービス」とは、市規則別表第1に規定する第1号訪問事業であってサービス種別が共生型指定相当訪問型サービスであるものをいう。

3 この規則において「訪問型サービス（基準緩和）」とは、市規則別表第1に規定する第1号訪問事業であってサービス種別が訪問型サービス（基準緩和）であるものをいう。

4 この規則において「指定相当通所型サービス」とは、市規則別表第1に規定する第1号通所事業であってサービス種別が指定相当通所型サービスであるものをいう。

5 この規則において「共生型指定相当通所型サービス」とは、市規則別表第1に規定する第1号通所事業であってサービス種別が共生型指定相当通所型サービスであるものをいう。

6 この規則において「指定事業者」とは、法第115条の45の3第1項の指定事業者をいう。

7 この規則において「指定訪問介護事業者」とは、法第8条第2項の訪問介護に係る法第41条第1項本文の指定居宅サービス事業者をいい、共生型指定訪問介護事業者を除く。

8 この規則において「共生型指定訪問介護事業者」とは、市規則別表第1第1号訪問事業の部共生型指定相当訪問型サービスの項に規定する共生型指定訪問介護事業者をいう。

9 この規則において「指定通所介護事業者」とは、法第8条第7項の通所介護に係る法第41条第1項本文の指定居宅サービス事業者をいい、共生型指定通所介護事業者を除く。

10 この規則において「共生型指定通所介護事業者」とは、市規則別表第1第1号通所事業の部共生型指定相当通所型サービスの項に規定する共生型指定通所介護事業者をいう。

11 この規則において「指定地域密着型通所介護事業者」とは、法第8条第7項の通所介護に係る法第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者をいい、共生型指定地域密着型通所介護事業者を除く。

12 この規則において「共生型指定地域密着型通所介護事業者」とは、市規則別表第1第1号通所事業の部共生型指定相当通所型サービスの項に規定する共生型指定地域密着型通所介護事業者をいう。

13 この規則において「共生型居宅サービス」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第7号に規定する共生型居宅サービスをいう。

14 この規則において「共生型地域密着型サービス」とは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第2条第6号に規定する共生型地域密着型サービスをいう。

（指定事業者の指定等に関する基準）

第3条 指定相当訪問型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 法人であること。

(2) 指定訪問介護事業者（指定相当訪問型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新の申請に併せて、指定訪問介護事業者の指定又は指定の更

新を受けるための法第70条第1項の申請又は法第70条の2第1項の更新の申請を行った者で当該指定又は当該指定の更新の要件を具備するものを含む。第3項において同じ。)であって、当該訪問介護に係る居宅サービスを行う事業所において一体的に指定相当訪問型サービスを行うことができる者であること。

(3) 次条第1項、第5項及び第6項に定める基準に従って適正に指定相当訪問型サービスを行うことができること。

2 共生型指定相当訪問型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 法人であること。

(2) 共生型指定訪問介護事業者（共生型指定相当訪問型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新の申請に併せて、共生型指定訪問介護事業者の指定又は指定の更新を受けるための法第72条の2第1項の申請を行った者で当該指定又は当該指定の更新の要件を具備するものを含む。）であって、当該訪問介護に係る共生型居宅サービス（第4条第2項第4号において「共生型訪問介護」という。）を行う事業所において一体的に共生型指定相当訪問型サービスを行うことができる者であること。

(3) 次条第2項、第5項及び第6項に定める基準に従って適正に共生型指定相当訪問型サービスを行うことができること。

3 訪問型サービス（基準緩和）に係る指定事業者の指定又は指定の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 社会福祉法人であること。

(2) 本市の区域内において老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。）を運営していること。

(3) 指定相当訪問型サービスに係る指定事業者（訪問型サービス（基準緩和）に係る指定事業者の指定又は指定の更新の申請に併せて、指定相当訪問型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新を受けるための法第115条の45の5第1項の申請又は法第115条の45の6第1項の更新の申請を行った者で当該指定又は当該指定の更新の要件を具備するものを含む。）であること。

(4) 指定訪問介護事業者であって、当該訪問介護に係る居宅サービスを行う事業所において一体的に訪問型サービス（基準緩和）を行うことができる者であること。

(5) 次条第3項、第5項及び第6項に定める基準に従って適正に訪問型サービス（基準緩和）を行うことができること。

4 指定相当通所型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 法人であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 指定通所介護事業者（指定相当通所型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新の申請に併せて、指定通所介護事業者の指定又は指定の更新を受けるための法第70条第1項の申請又は法第70条の2第1項の更新の申請を行った者で当該指定又は当該指定の更新の要件を具備するものを含む。）であって、当該通所介護に係る居宅サービスを行う事業所において一体的に指定相当通所型サービスを行うことができる者であること。

イ 指定地域密着型通所介護事業者（指定相当通所型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新の申請に併せて、指定地域密着型通所介護事業者の指定又は指定の更新を受けるための法第78条の2第1項の申請又は法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の更新の申請を行った者で当該指定又は当該指定の更新の要件を具備するものを含む。）であって、当該通所介護に係る地域密着型サービスを行う事業所において一体的に指定相当通所型サービスを行うことができる者であること。

(3) 次条第1項、第5項及び第6項に定める基準に従って適正に指定相当通所型サービスを行うことができること。

5 共生型指定相当通所型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 法人であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 共生型指定通所介護事業者（共生型指定相当通所型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新の申請に併せて、共生型指定通所介護事業者の指定又は指定の更新を受けるための法第72条の2第1項の申請を行った者で当該指定又は当該指定の更新の要件を具備するものを含む。）であって、当該通所介護に係る共生型居宅サービス（第5条第4項第4号において「共生型通所介護」という。）を行う事業所において一体的に共生型指定相当通所型サービスを行うことができる者であること。

イ 共生型指定地域密着型通所介護事業者（共生型指定相当通所型サービスに係る指定事業者の指定又は指定の更新の申請に併せて、共生型指定地域密着型通所介護事業者の指定又は指定の更新を受けるための法第78条の2の2第1項の申請を行った者で当該指定又は当該指定の更新の要件を具備するものを含む。）であって、当該地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（第5条第4項第4号において「共生型地域密着型通所介護」という。）を行う事業所において一体的に共生型指定相当通所型サービスを行うことができる者であること。

(3) 次条第4項から第6項までに定める基準に従って適正に共生型指定相当通所型サービスを行うことができること。

（指定相当訪問型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準）

第4条 指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスに係る指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる基準に従って指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスを行わなければならない。

(1) 省令第140条の62の3第2項各号に掲げる基準

(2) 省令第140条の63の6第1号イに掲げる基準。ただし、当該基準により指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスに係る指定事業者が整備し保存しなければならない指定相当訪問型サービス又は指定相当通所型サービスの提供に関する記録の保存期間は、その完結の日（計画に係るものにあつては、当該計画が完了した日）の属する年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

(3) 前条第1項第2号又は同条第4項第2号に掲げる基準

2 共生型指定相当訪問型サービスに係る指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる基準に従って共生型指定相当訪問型サービスを行わなければならない。

(1) 省令第140条の62の3第2項各号に掲げる基準

(2) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第4条、第5条（第1項を除く。）、第6条及び第8条から第40条までの規定の例による基準

(3) 前条第2項第2号に掲げる基準

(4) 指定居宅介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者、共生型訪問介護の利用者及び共生型指定相当訪問型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(5) 共生型指定相当訪問型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定相当訪問型サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

3 訪問型サービス（基準緩和）に係る指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる基準に従って訪問型サービス（基準緩和）を行わなければならない。

- (1) 省令第140条の62の3第2項各号に掲げる基準
- (2) 旧指定介護予防サービス等基準第8条から第10条まで、第12条から第24条まで、第26条及び第28条から第36条までの規定の例による基準
- (3) 前条第3項第2号から第4号までに掲げる基準
- (4) 別表に定める基準

4 共生型指定相当通所型サービスに係る指定事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、次に掲げる基準に従って共生型指定相当通所型サービスを行わなければならない。

- (1) 省令第140条の62の3第2項各号に掲げる基準
- (2) 旧指定介護予防サービス等基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第34条の2まで、第36条、第52条、第96条、第98条、第99条第4項、第100条から第106条まで及び第108条から第111条までの規定の例による基準
- (3) 前条第5項第2号に掲げる基準
- (4) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この号において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指

定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者、共生型通所介護又は共生型地域密着型通所介護の利用者及び共生型指定相当通所型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(5) 共生型指定相当通所型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定相当通所型サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

5 指定相当訪問型サービス、共生型指定相当訪問型サービス、訪問型サービス（基準緩和）、指定相当通所型サービス及び共生型指定相当通所型サービス（以下「指定相当訪問型サービス等」という。）に係る指定事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センターの職員又は利用者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定相当訪問型サービス等においては、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

（添付書類）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、省令に定めるもののほか、参考となる書類を添付させることができる。

（指定の有効期間）

第6条 省令第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年間とする。ただし、指定事業者の指定又は指定の更新の申請をしようとする者が指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、共生型指定訪問介護事業者、共生型指定通所介護事業者又は共生型指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定訪問介護事業者等」という。）であって、同一の事業所において一体的に指定相当訪問型サービス等を行う場合の当該期間は、当該指定訪問介護事業者等としての指定の有効期間の満了の日までの

期間とすることができる。

(公示)

第7条 市長は、指定事業者の指定をしたとき、省令第140条の62の3第2項第4号の規定による指定相当訪問型サービス等の廃止の届出があったとき、又は法第115条の45の9の規定により法第115条の45の3第1項の指定を取り消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 当該指定事業者の名称
- (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定をし、指定相当訪問型サービス等の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) 事業の種類

(事業所情報の提供)

第8条 市長は、指定事業者の指定をしたとき、指定事業者の指定の更新をしたとき、又は第7条に規定する届出があったときは、大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る指定事業者の情報を提供することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、指定事業者の指定並びに総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月9日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第2条第2項に規定する訪問型サービス（基準緩和）に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の指定のその他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第2条第2項に規定する共生型訪問介護相当サービス及び同条第5項に規定する共生型通所介護相当サービスに係る介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の指定のその他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定並びに介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則の様式により提出されている申請書は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の相当規定に基づいて厚生労働大臣が定める様式により提出された申請書とみなす。

別表（第5条関係）

区分	基準の内容
1 基本方針	指定訪問型サービス（基準緩和）（指定事業者が行う訪問型サービス（基準緩和）をいう。以下同じ。）は、その利用者が可能な限りその居宅において、その状態等を踏まえながら、日常生活に必要な家事等の生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す

	ものでなければならない。
2 従事者の員数	<p>(1) 指定訪問型サービス（基準緩和）を行う事業所（以下「指定訪問型サービス（基準緩和）事業所」という。）ごとに置くべき従事者（訪問型サービス（基準緩和）の提供に当たる介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。以下同じ。）又は養成研修修了者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者をいう。以下同じ。）若しくは市長が別に定める研修の課程を修了した者をいう。以下同じ。）の員数は、当該指定訪問型サービス（基準緩和）を適切に行うために必要と認められる数とする。</p> <p>(2) 訪問型サービス（基準緩和）に係る指定事業者（以下「指定訪問型サービス（基準緩和）事業者」という。）は、指定訪問型サービス（基準緩和）事業所ごとに、従事者のうち、指定訪問型サービス（基準緩和）の運営に必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。</p> <p>(3) 前号の訪問事業責任者（以下「訪問事業責任者」という。）は、介護福祉士又は養成研修修了者若しくは市長が別に定める研修の課程を修了した者を充てなければならない。</p> <p>(4) 訪問事業責任者は、利用者に対する指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所、指定相当訪問型サービス事業所（指定事業者が指定相当訪問型サービスを行う事業所をいう。）、同条第4項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は同項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。</p>
3 管理者	<p>指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、指定訪問型サービス（基準緩和）事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービス（基準緩和）事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定訪問型サービス（基準緩和）事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
4 設備、備品等	<p>(1) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>(2) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業者が、指定相当</p>

	<p>訪問型サービス事業者（指定相当訪問型サービスに係る指定事業者をいう。）又は指定訪問介護事業者のいずれかの指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービス（基準緩和）の事業と指定相当訪問型サービス（指定事業者により行われる指定相当訪問型サービスをいう。）又は指定訪問介護のいずれかの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該併せて受けた指定に係る事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>5 受給資格等の確認</p>	<p>(1) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）から指定訪問型サービス（基準緩和）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期間及び省令第140条の62の4第2号の該当の有無を確かめるものとする。</p> <p>(2) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、前号の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見の記載があるときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型サービス（基準緩和）を提供するよう努めなければならない。</p>
<p>6 管理者及び訪問事業責任者の責務</p>	<p>(1) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業所の管理者は、当該指定訪問型サービス（基準緩和）事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>(2) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業所の管理者は、当該指定訪問型サービス（基準緩和）事業所の従業者にこの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(3) 訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>ア 指定訪問型サービス（基準緩和）の利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>イ 利用者の状態の変化又はサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>ウ サービス担当者会議への出席等の介護予防支援事業者等との連携に関すること。</p> <p>エ 従事者等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>オ 従事者等の業務の実施状況を把握すること</p> <p>カ 従事者等の能力又は希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>キ 従事者等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>ク その他指定訪問型サービス（基準緩和）内容の管理</p>

	<p>について必要な業務を実施すること。</p>
7 記録の整備	<p>(1) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>(2) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、利用者に対する指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定訪問型サービス（基準緩和）の提供が完結した日（計画に係るものにあつては、当該計画が完了した日）の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア 訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表</p> <p>イ 提供した具体的なサービス内容等の記録</p> <p>ウ 本市への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
8 基本取扱方針	<p>(1) 指定訪問型サービス（基準緩和）は、利用者の生活機能の維持又は向上が図られるよう、計画的に行わなければならない。</p> <p>(2) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、自らその提供する指定訪問型サービス（基準緩和）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(3) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に当たり、1の項に規定する基本方針を常に意識して指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に当たらなければならない。</p> <p>(4) 指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に努めなければならない。</p>
9 具体的取扱方針	<p>従事者等の行う指定訪問型サービス（基準緩和）の方針は、1の項に規定する基本方針及び8の項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>ア 指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、サービス担当者会議において協議を経る等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。</p> <p>イ 訪問事業責任者は、アに規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型サービス（基準緩和）の提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表を作成するものとする。</p> <p>ウ 訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表は、既に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）等が作</p>

	<p>成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>エ 訪問事業責任者は、訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>オ 訪問事業責任者は、訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表を作成した際には、当該訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表を利用者に交付しなければならない。</p> <p>カ 指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。</p> <p>キ 指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定訪問型サービス（基準緩和）の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>ク 訪問事業責任者は、訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表に基づく指定訪問型サービス（基準緩和）の提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該利用者に対する指定訪問型サービス（基準緩和）の提供状況等について、当該指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表に記載した指定訪問型サービス（基準緩和）の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表の実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）を行うものとする。</p> <p>ケ 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。</p> <p>コ 訪問事業責任者は、指定訪問型サービス（基準緩和）の提供状況等を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表の変更を行うものとする。</p> <p>サ アからケまでの規定は、コに規定する訪問型サービス（基準緩和）の提供予定表の変更について準用する。</p>
10 留意点	<p>指定訪問型サービス（基準緩和）事業者は、指定訪問型サービス（基準緩和）の提供に当たっては、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができ</p>

	るよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。
--	--